

さいたま地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件
国側当事者・国
令和元年12月24日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	松本 亮一
同	大岡 仁
同	原 克好
同	坪谷 藤之
同	倉澤 正美
同	岩渕 裕介
被告	株式会社Y
同代表者代表取締役	A
同	B
同訴訟代理人弁護士	尾崎 達夫

主 文

- 1 被告は、原告に対し、29万2775円及びこれに対する令和元年6月6日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文と同じ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が被相続人に対する租税債権を有していたところ、相続が開始し、相続人が被告に有する預金債権を差し押さえたと主張し、被告に対し、国税徴収法67条1項が定める取立権に基づき、差し押さえた預金相当額29万2775円及びこれに対する履行期限の翌日である令和元年6月6日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。被告は、相続人の一人がした相続放棄の申述が無効であって差押えに効力がないこと、遺産分割前の預金債権は差押えによる取立てができないことを主張して争った。
- 2 前提事実（後掲証拠、弁論の全趣旨により認められる事実）
 - (1) 被告は、銀行法4条1項の免許を受けて銀行業を営む株式会社である。
 - (2) 原告（所管庁は行田税務署長）は、埼玉県行田市所在のC（以下「C」という。）に対し、平成29年9月●日現在、別紙租税債権目録1記載のとおり、既に納期限を経過した申告所

得税等の合計21万円の租税債権（未確定延滞税額を除く。以下「本件租税債権」という。）を有していた（甲2の1）。

(3) Cは、平成29年9月●日、死亡した（甲1の1）。

同人の相続人は、配偶者D、子であるE、F及びGである。

Dには別紙租税債権目録2記載のとおり、Eには同目録3記載のとおり、Fには同目録4記載のとおり、Gには同目録5記載のとおりに納税義務が承継された。（甲1の1と2、甲2の1ないし5、甲3ないし7）

行田税務署長は、平成30年4月3日、Dら相続人4人に対し、各法定相続分に応じてCの納税義務が承継されたと通知した（甲8）。

Cは、平成30年4月18日、被告に対する普通預金債権29万2775円（行田支店、口座番号●●●●。以下「本件預金」という。）を有していた（甲9）。

(4) 行田税務署徴収職員は、平成30年4月19日、国税徴収法47条1項及び62条に基づき、Dら相続人4人が法定相続分に応じて取得した本件預金の各持分を差し押さえ、その債権差押通知書は、同日、被告宛て交付送達された（甲10の1ないし4、甲11）。

(5) Eは、平成30年5月2日付けでさいたま家庭裁判所熊谷支部に対し、相続放棄の申述をした（平成●●年（〇〇）第●●号、甲12）。

(6) 原告は、平成30年6月27日、Fに対して別紙租税債権目録6記載のとおり5万7100円、Gに対して同目録7記載のとおり5万7100円の租税債権を有することになった（甲2の6と7。なお、Eの相続放棄の申述の効力については後記のとおり）。

行田税務署長は、同年6月27日、Dに対する分を除く3名分の差押えについて差押解除の上、法定相続分に変更のあったF及びGについて、国税徴収法47条1項及び62条に基づき、それぞれ変更後の持分について本件預金の差押えを行い、その債権差押通知書は、同日、被告宛て交付送達された（甲15の1と2、甲16）。

(7) 原告は、令和元年5月28日、被告に対し、本件預金について、同年6月5日までに支払を求めるとの差押債権支払催告書を配達証明郵便にて郵送し、同催告書は、同月29日、被告に送達された（甲17の1ないし6）。

3 争点及び争点に関する当事者双方の主張

争点は、相続人の相続放棄の申述が有効か、遺産分割前の預金債権について差押えによる取立権を行使できるか、である。

(原告の主張)

(1) 原告は、平成30年4月19日、本件預金のうちDの持分（2分の1）について差し押さえ、同年6月27日、本件預金のうちF及びGの持分（各4分の1）について差し押さえた。

原告は、本件預金についてDら相続人3人の持分すべてを差し押さえ、国税徴収法67条1項の規定に基づき、本件預金の取立権を取得した。

(2) よって、原告は、被告に対し、本件預金相当額29万2775円及びこれに対する履行期限の翌日である令和元年6月6日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告の主張)

(1) 子であり相続人であるEがした相続放棄の申述は無効であり、相続人としての地位を承継している。同人は、Cの相続人であり、Cの死亡後速やかにその事実を知り、自己のために

本件預金約29万円というのであるから、Cはほかにめばしい資産を有していなかったと考えるのが自然である。そうするとEは本件預金の差押えを機にCの相続財産の存在を認識したものであり、そのような認識もやむを得なかったといえる。

以上によれば、EはCに相続財産がないと信じ、このように信ずるについて相当な理由があると認めることが相当であって、熟慮期間は本件預金の差押えの時から起算すべきである。したがって、平成30年5月2日付けの相続放棄の申述は有効であるといえる。

してみれば、被告の上記主張を採用することはできない。

- (2) ア 被告は、相続人全員に対して個別の租税債権を有する租税債権者は、遺産分割前において、被相続人の預金債権の各相続人の持分について滞納処分の差押えを行い、その取立権の行使として、当該預金債権全額の払戻しを第三者に求めることはできないと主張する。

その理由として、①最高裁平成28年12月19日大法廷決定（民集70巻8号2121頁）は、普通預金債権は相続後も一個の債権として継続し、各相続人は確定額の債権を有しないと明言しており、そうすると、各相続人を滞納者とする滞納処分の債権差押えが当該相続人の普通預金債権の持分にされても、遺産分割未了の場合には各滞納者への普通預金の帰属額は未確定であり、滞納処分による各取立権で当該普通預金の払戻しを行使できるとするのは背理であること、②取立権は、滞納者の権利を行使するに留まり、これを超過して滞納者が行使しえない権利をも行使可能とするものではないが、上記最高裁決定及び最高裁平成29年4月6日第一小法廷判決（判例タイムズ1437号67頁）が明言しているとおり、相続普通預金債権に関し、相続人単独での払戻請求はできないと解されており、滞納者自身はいずれも本件預金の払戻しを請求できないのであり、そうすると、租税債権者も取立権の行使として払戻しの請求ができないこと、③滞納処分は当該処分の滞納者以外の者に帰属する本件預金の部分には及んでおらず、租税債権者が受領する権限はなく、その部分を他人の滞納税金に充てることもできないのであり、本件預金の具体的帰属が確定しないといくらの税金が支払われたことになるのかわからないなど、深刻な問題点が生じ、錯綜する複雑な法律関係が生じてしまうことを挙げる。

- イ しかし①と②については、上記最高裁決定及び判決は、預金者が死亡することにより、普通預金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、上記各債権は預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと判示しているものであって、遺産分割未了の場合において、共同相続人全員に対する債権（相続債務）の満足に充てるために、共同相続人全員の準共有持分を差し押さえてこれを取り立てることができないと判示しているものではない（「最高裁判所判例解説」法曹時報69巻10号331頁参照）。したがって、上記最高裁決定及び判決を根拠として本件預金の差押えと取立権の行使に効力がないとはいえない。

③については、本件においては、Cが本件租税債権の支払義務を負い、本件預金を有していたところ、原告はCの相続人全員の持分全てに係る本件預金を差し押さえて

おり、これは滞納者の相続人が一人である場合に相続した預金を差し押さえる場合と実質的に異ならず、このような場合に錯綜する複雑な法律関係が生じるとはいえない。

以上によれば、被告の主張を採用することはできない。

3 よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第6民事部

裁判官 齋藤 清文

別紙 省略